

さらにここで特に注目できるのは、環状区域の西側、R-9・10区南側からS-9・10区に直線的に広がる、土器の出土が減少する区域が、時間の推移に伴い明瞭となること、そしてこの区域の両側を挟んで接合する土器が多いことである。この状況は明らかにこの区域が、土器埋納遺構を伴う遺物出土希薄域やその周囲に広がる環状出土区域の性格と同一の性格を持つもの、つまり、土器出土減少区域は、「祭祀場」への導入路と考えられるのである。

(7) 小結

ここでは評価解釈し得た祭祀行為を総合的に捉えることにする。

第10地点のうち最も標高が高い地点で、馬の背状に広がるアラ地が形成された区域に壺形土器や鉢形土器のほか、磨製石斧が埋納された。壺形土器では口縁部のある範囲の向きで埋められる祭祀行為であった。

その周囲では最大で直径約180m、幅約20mを測る環状区域で、土器分置遺棄行為という、土器を故意に割った後にある程度の大きさがある土器片を、故意に環状になるように落としていった、祭祀行為が行われた。その結果ある程度遺棄されるにつれて、次第にその内側に移るようになったようで、範囲は次第に直径約130m、幅約15mを測る環状区域から直径約65m、幅約10mを測る環状区域へと時間の変遷に伴い、狭まっていった。

この環状区域の西側には、「祭祀場」への導入路があり、

ここでも土器分置遺棄行為が行われ、土器を故意に割った後に導入路の両側に落としていた、という祭祀行為が行われた。

このような祭祀行為が、第10地点を舞台にして行われていたことが明らかとなった。

3 類例の検討

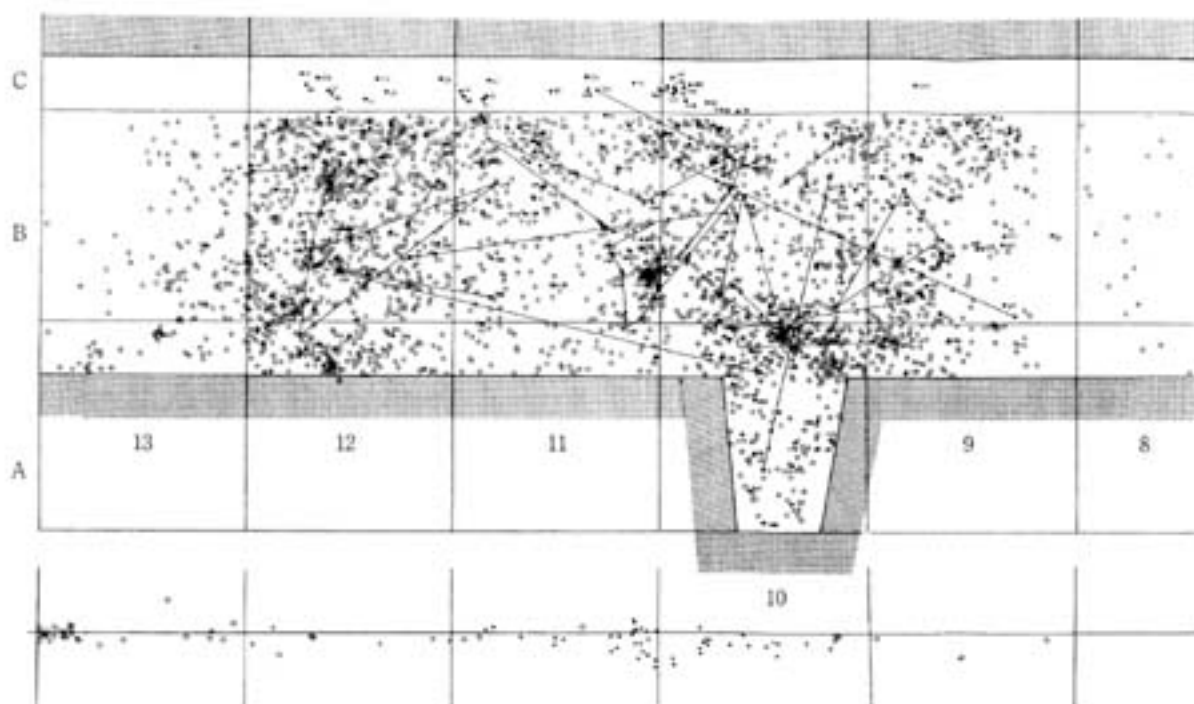
(1) 概要

「環状遺棄遺構」は広範囲の遺構である。したがって検出するためには、第10地点のように台地全面の調査が必要になる。鹿児島県内では上野原遺跡のように広い面積での調査は例が無く、同様な遺構を挙げることは困難な状況である。部分的ではあるが可能性のある遺跡として、鹿屋市郷之原町に所在する前畑遺跡例⁷⁾を紹介する。

(2) 鹿屋市前畑遺跡例の検討

前畑遺跡X層から出土したⅣ類土器は、筆者が行う分類の早期後葉前半期第2期第4群土器に比定される。大別分類において、重複がみられないほぼ単純な土器型式である。河口編年では平椀式土器にあたる土器である。

このⅣ類土器の出土分布をみると(第24図参照)、土器が直径約20m、幅約10mを測る、規模は第10地点と比べると狭いものの、環状区域に集中して出土していること、その内側では土器のほぼ出土していない遺物出土希薄域がみられること、さらに環状区域内にある離れた地点で出土した土



第24図 鹿屋市前畑遺跡Ⅳ類土器出土分布図